

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出.....（農業支援課）	29
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	29
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	29
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（水産振興課）	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	30
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	30
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	31
○道路の供用の開始.....（道路課）	31
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	31
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知.....（建築指導課）	31
支 庁 告 示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分.....	31
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	32
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	32
道企業局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	33
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	34
道監査委員公表	
○監査公表第11号.....	35
告 示	
北海道告示第725号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、音更町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。	
平成19年11月16日	

北海道知事 高 橋 はるみ
退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成19.10.31 理 事 藤 井 勉 河東郡音更町新通11丁目7番地

北海道告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年11月6日、共和土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（生田地区水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成19年11月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第728号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
マリンネット北海道システム用機器等 一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日
平成19年9月7日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

- (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地 北海道ビルヂング4階
- 4 落札金額
2,971,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年7月27日付け北海道告示第523号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局水産振興課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第729号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡乙部町字花磯165地先・432地先・433地先・440の1・440の2（以上3筆地先2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、435の1、435の2、438の1、438の2、439、441の1、441の2
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢589の2地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第730号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 士別市・勇払郡占冠村（以上1市1村について次の図の所在場所 に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに士別市役所及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を富良野市役所及び上富良野町役場の掲示場に掲示した。

平成19年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不分明な者
富良野市字下フラヌイ1694の135所在の森林について所有権を有する 渡 邊 義 信
富良野市字下フラヌイ1694の274所在の森林について所有権を有する 割 石 國 義
富良野市字下フラヌイ1698の5、1698の8所在の森林について所有権を有する

小川原 勝 弘 富良野市字下フラヌイ1698の15、1698の25、1698の36、1698の37所在の森林について所有権を有する (2) 掲 示 場 所 富良野市役所 (3) 通 知 の 要 旨 平成19年北海道告示第685号 2(1) 所在が不分明な者 空知郡上富良野町1587の115、1587の116所在の森林について所有権を有する 白 井 弥太郎 (2) 掲 示 場 所 上富良野町役場 (3) 通 知 の 要 旨 平成19年北海道告示第685号 3(1) 所在が不分明な者 空知郡上富良野町3520の61所在の森林について所有権を有する 村 上 善 一 (2) 掲 示 場 所 上富良野町役場 (3) 通 知 の 要 旨 平成19年北海道告示第689号				その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成19年11月16日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路 線 名</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 洞爺湖登別線</td><td>登別市カルルス町3番1地先から 登別市上登別町48番1地先まで</td><td>平成19.11.16</td></tr></table>				路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 洞爺湖登別線	登別市カルルス町3番1地先から 登別市上登別町48番1地先まで	平成19.11.16																											
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																																						
道道 洞爺湖登別線	登別市カルルス町3番1地先から 登別市上登別町48番1地先まで	平成19.11.16																																						
北海道告示第732号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成19年11月16日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1</td><td>道路の種類</td><td>道道</td></tr><tr><td>2</td><td>路 線 名</td><td>美深中頓別線</td></tr><tr><td>3</td><td>道路の区域</td><td></td></tr><tr><td></td><td>区 間</td><td>変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間</td></tr><tr><td></td><td>中川郡美深町字仁宇布249番1地先から 中川郡美深町字仁宇布257番1地先（河川敷地）まで</td><td>前 14.46mから 39.63mまで 489.69m —</td></tr><tr><td></td><td></td><td>前 10.47mから 25.89mまで 488.00m —</td></tr><tr><td></td><td></td><td>後 16.27mから 39.63mまで 489.69m —</td></tr></table>				1	道路の種類	道道	2	路 線 名	美深中頓別線	3	道路の区域			区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間		中川郡美深町字仁宇布249番1地先から 中川郡美深町字仁宇布257番1地先（河川敷地）まで	前 14.46mから 39.63mまで 489.69m —			前 10.47mから 25.89mまで 488.00m —			後 16.27mから 39.63mまで 489.69m —	北海道告示第734号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成19年11月16日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1</td><td>施行者の名称</td><td>深川市</td></tr><tr><td>2</td><td>都市計画事業の種類及び名称</td><td>深川都市計画道路事業（3・4・11号山一線、3・4・5号10号線、3・4・6号11号線及び3・4・7号深川6丁目線）</td></tr><tr><td>3</td><td>事業施行期間</td><td>平成19年11月16日から平成25年3月31日まで</td></tr><tr><td>4</td><td>事業地収用の部分</td><td>深川市錦町北、錦町西、錦町、新光町1丁目及び新光町3丁目地内</td></tr></table>				1	施行者の名称	深川市	2	都市計画事業の種類及び名称	深川都市計画道路事業（3・4・11号山一線、3・4・5号10号線、3・4・6号11号線及び3・4・7号深川6丁目線）	3	事業施行期間	平成19年11月16日から平成25年3月31日まで	4	事業地収用の部分	深川市錦町北、錦町西、錦町、新光町1丁目及び新光町3丁目地内
1	道路の種類	道道																																						
2	路 線 名	美深中頓別線																																						
3	道路の区域																																							
	区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間																																						
	中川郡美深町字仁宇布249番1地先から 中川郡美深町字仁宇布257番1地先（河川敷地）まで	前 14.46mから 39.63mまで 489.69m —																																						
		前 10.47mから 25.89mまで 488.00m —																																						
		後 16.27mから 39.63mまで 489.69m —																																						
1	施行者の名称	深川市																																						
2	都市計画事業の種類及び名称	深川都市計画道路事業（3・4・11号山一線、3・4・5号10号線、3・4・6号11号線及び3・4・7号深川6丁目線）																																						
3	事業施行期間	平成19年11月16日から平成25年3月31日まで																																						
4	事業地収用の部分	深川市錦町北、錦町西、錦町、新光町1丁目及び新光町3丁目地内																																						
北海道告示第735号 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。 平成19年11月16日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1</td><td>所 在 地</td><td>網走市北6条西7-24</td></tr><tr><td>2</td><td>商号又は名称</td><td>株式会社北海道ビルライフケア</td></tr><tr><td>3</td><td>代表者氏名</td><td>合田 琢磨</td></tr><tr><td>4</td><td>免許証番号</td><td>北海道知事免許網走(2)第321号</td></tr></table>				1	所 在 地	網走市北6条西7-24	2	商号又は名称	株式会社北海道ビルライフケア	3	代表者氏名	合田 琢磨	4	免許証番号	北海道知事免許網走(2)第321号	支 庁 告 示 北海道石狩支庁告示第12号																								
1	所 在 地	網走市北6条西7-24																																						
2	商号又は名称	株式会社北海道ビルライフケア																																						
3	代表者氏名	合田 琢磨																																						
4	免許証番号	北海道知事免許網走(2)第321号																																						

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年11月16日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 住 所 | 札幌市豊平区平岸2条3丁目6番30号 |
| 2 | 商 号 | 日本産業投資株式会社 |
| 3 | 氏 名 | 斉藤 義雄 |
| 4 | 登 録 番 号 | 北海道知事(2)石第02753号 |
| 5 | 業務停止の期間 | 平成19年11月7日から12月6日までの間の30日間 |
| 6 | 業務停止の範囲 | |

新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

北海道石狩支庁告示第13号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年11月16日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 住 所 | 札幌市豊平区平岸2条7丁目1番15号 第2豊水ビル3F |
| 2 | 名 称 | 松紳 |
| 3 | 氏 名 | 平澤 陽一 |
| 4 | 登 録 番 号 | 北海道知事(1)石第02954号 |
| 5 | 登録取消年月日 | 平成19年11月7日 |

北海道石狩支庁告示第14号

次のとおり一般競争入札による落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成19年11月16日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）1 kg 当たりの単価 |
| | 調達予定数量 226,000kg |
| イ | 粒状凍結防止剤（混合塩化物）1 kg 当たりの単価 |
| | 調達予定数量 885,000kg |

ウ 滑り止め材（岩見沢出張所）砂箱用（3 kg 袋）1 kg 当たりの単価

調達予定数量 15,000kg

エ 滑り止め材（滝川出張所）

(ア) 砂箱用（3 kg 袋）1 kg 当たりの単価

調達予定数量 23,000kg

(イ) 散布用（バラ又は1 t フレキシブルコンテナ）1 kg 当たりの単価

調達予定数量 1,077,000kg

オ 滑り止め材（当別出張所）砂箱用（3 kg 袋）1 kg 当たりの単価

調達予定数量 20,000kg

カ 滑り止め材（長沼出張所）

(ア) 砂箱用（3 kg 袋）1 kg 当たりの単価

調達予定数量 10,000kg

(イ) 散布用（バラ又は1 t フレキシブルコンテナ）1 kg 当たりの単価

調達予定数量 130,000kg

(2) 落札を決定した日

平成19年10月24日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社

(イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号

イ(ア) 氏 名 株式会社栄商

(イ) 住 所 札幌市東区北47条東1丁目1番10号

ウ(ア) 氏 名 株式会社エルフォート

(イ) 住 所 札幌市中央区北2条東12丁目98番地12R Sビル

エ(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社

(イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号

オ(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社

(イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号

カ(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社

(イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号

(4) 落札金額

ア 45円

イ 17.8円

ウ 32円

エ(ア) 28円

(イ) 8.4円

オ 32円 カ(ア) 30円 (イ) 8.4円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成19年8月31日付け北海道石狩支庁告示第8号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ア 液状凍結防止剤(塩化カルシウム水溶液)1kg当たりの単価 調達予定数量 861,800kg イ 滑り止め材(千歳出張所) (ア) 砂箱用(3kg袋)1kg当たりの単価 調達予定数量 15,000kg (イ) 散布用(バラ又は1tフレキシブルコンテナ)1kg当たりの単価 調達予定数量 60,000kg ウ 滑り止め材(深川出張所)散布用(バラ又は1tフレキシブルコンテナ)1kg当たりの単価 調達予定数量 500,000kg (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成19年10月24日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社 (イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号 イ(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社 (イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号 ウ(ア) 氏 名 ゴードー溶剤株式会社 (イ) 住 所 東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 32円 イ(ア) 33円 (イ) 7.7円 ウ 9.4円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 <tr> <td colspan="2">道 企 業 局 告 示</td></tr> 北海道企業局告示第26号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年11月16日 北海道公営企業管理者 青 木 次 郎 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア インサートバルブ 2本 イ ダクタイル鋳鉄管 57本 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成20年3月21日(金) (4) 納 入 場 所 苫小牧市字高丘98番地 (苫小牧工水管理事務所敷地内) 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成19年11月16日から12月13日まで	道 企 業 局 告 示	
道 企 業 局 告 示			

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道企業局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道企業局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階 北海道企業局大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道企業局総務課）

(2) 入 札 日 時 平成19年12月26日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成19年12月25日（火）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業管理規程第1号）第240条において一般会計の例によることとされ準用する北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）をいう。以下同じ。）第147条から第150条までに定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手を添えて、北海道企業局総務課に申し込むこと。）。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無

効とする。

(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(4) この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道企業局総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-251-6213

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Insert Valve 2

Ductile Iron Pipes 57

B . Bidding date and time : 10 : 30 A. M., December 26, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than December 25)

C . Contact : Administrative Division, Bureau of Public Enterprises Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588, Japan.

Phone : 011-251-6213

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月16日

北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借（130台分） 一式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成19年10月31日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 日立キャピタル株式会社

(2) 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号

- 4 落札金額（１月当たりの単価）
424,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年 9月18日付け北海道教育庁後志教育局告示第14号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成17年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成19年11月16日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全

